

平成31年 第2回

甲斐市農業委員会議事録

平成31年2月22日

1 日 時 平成 31 年 2 月 22 日 (金) 午後 3 時～

2 場 所 甲斐市役所 双葉庁舎 1 階 会議室 1・2

3 日 程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の件
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の件
議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の件
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件
議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件 (農地中間管理事業)

4 欠席委員 なし

5 議事録署名委員 8 番 雨宮 行比古 委員、9 番 齋藤 一明 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小澤 明

農業委員会事務局庶務係 高須 秀樹

農業委員会事務局庶務係 飯室 智

農業委員会事務局庶務係 山本 育美

7 閉 会： 午後 3 時 53 分

【事務局長】 ご参集大変お疲れ様です。あいさつを交わしてははじめさせていただきます。
一同ご起立願います。相互に、礼。ご着席ください。
それでは、第2回総会を始めさせていただきます。
内藤副会長、開会の言葉をお願いします。

【内藤副会長】 (あいさつ)

平成31年第2回甲斐市農業委員会を開催します。慎重審議をよろしく
お願いします。

【事務局長】 ありがとうございます。
続きまして、今村会長よりご挨拶をいただきます。今村会長よろしく
お願いします。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それではこれから総会に入りたいと思います。本日の出席委員は19
名全員でございます。定足数に達しておりますのでただちに会議を開き
ます。

(日程第1
議事録署名委員
の指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、8番雨宮委員と9番齋藤委員を指名致します。

(日程第2
会期の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございま
せんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)
(報告第3号)

【議長】 それでは次の議事に入ります。
報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件を上程いたします。
事務局に番号1番～3番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。
資料1ページ、番号1番～3番につきまして、農地法施行令第3条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規程第3条により専決処分をしましたので報告します。
はじめに番号1番、住宅地図の1ページの斜線の部分になります。
●●番地、地目田、面積1,105㎡を、●●番地、●●さんが、共同住宅するための届出が出されました。
続きまして、番号2番、住宅地図2ページの右の斜線の部分になります。
●●番地、地目田、13㎡他1筆、合計14.85㎡を、●●番地、●●さんが、公衆用道路するための届出が出されました。こちらは地目変更登記を行っていなかったための追認であります。
続きまして、番号3番、住宅地図3ページの線部分になります。
●●番地、地目田、面積16㎡を、●●番地、●●さんが宅地拡張のための届出が出されました。宅地が越境していたための追認案件であります。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。
この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。
質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、本件の報告を終了致します。

(報告第4号)

【議長】

次の議事に移ります。報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号86番、1番～7番、9番、10番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料2ページをお願いします。農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

はじめに番号86番、住宅地図4ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積517㎡他1筆、合計1,166㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲5区画にするための届出が出されました。

次のページ3ページへ行きまして、番号1番、住宅地図5ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積337㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲1区画にするための届出が出されました。

続きまして、番号2番、住宅地図6ページの黒塗り部分になります。

●●番地、地目田、面積10㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により敷地拡張のための届出が出されました。これは既存のアパートの壁が越境していたことが判明したための追認案件でございます。

続きまして、番号3番、住宅地図7ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積577㎡他1筆、合計1,781㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲6区画にするための届出が出されました。

次のページへ行きまして、番号4番、住宅地図8ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積133㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場兼資材置場にするための届出が出されました。こちらは追認案件でございます。

続きまして、番号5番、住宅地図9ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積336㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により自己用住宅にするための届出が出されま

した。

続きまして、番号 6 番、住宅地図 10 ページの斜線部分になります。点線部分も含めて開発の範囲になります。

●●番地、地目畑、面積 130 m²他 3 筆、合計 1,642 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により介護施設にするための届出がされました。

次のページへ行きまして、番号 7 番、住宅地図は戻っていただきまして 2 ページの 3 か所の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、885 m²他 5 筆、合計 3,272.12 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により宅地分譲 11 区画にするための届出がされました。

次のページをお願いします。番号 9 番、住宅地図 11 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、333 m²を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、地目畑、面積 65 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための届出がされました。

続きまして、番号 10 番、住宅地図 12 ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積 482 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための届出がされました。説明は以上でございます。

【議長】

説明が終わりました。

この案件につきましても報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第 5 号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第 5 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の件を上程致します。

番号 6 番、7 番は関連がありますので、一括で審議を致します。事務局に説明を求めます。

| | |
|----------|---|
| 【事務局】 | <p>はい、議長。</p> <p>資料 7 ページをお願いします。番号 6 番、住宅地図は 13 ページになります。番号 6 番は左側、番号 7 番は右側になります。</p> <p>●●番地、地目田、面積 1,420 m²を、●●番地、●●さんが、下の番号 7 番、●●、地目田、面積 1,177 m²を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により、経営地を拡大するための許可申請が出ています。</p> <p>農振地域外で市街化区域内です。今回の申請は合計で 2,597 m²。賃借人の経営面積は 83.2a であり、下限面積 30a を上回っております。賃借料は 10a あたり 1 万円で、サトイモの作付けを予定しております。所有している農機具は、トラクター 2 台、コンバイン、田植機、管理機各 1 台です。通作距離は 500m、徒歩で 5 分です。</p> <p>写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。</p> |
| 【議長】 | <p>事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、17 番坂本委員にお願い致します。</p> |
| 【坂本委員】 | <p>17 番、坂本です。</p> <p>2 月 18 日に担当で現地確認をしました。市街化区域内で遊休地になる前に借り手が見つかりましたので、問題はないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>次に内藤推進委員に意見を求めます。</p> |
| 【内藤推進委員】 | <p>推進委員の内藤です。</p> <p>今、坂本農業委員さんの言うとおりの近くで作りやすい所なので、問題はないと思います。</p> |
| 【議長】 | <p>これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 【議長】 | <p>質問がないようでございますので、番号 6 番、7 番を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 【議長】 | <p>異議がないようですので、本案件を許可することに決定致します。</p> |

(議案第6号)

【議長】

次の議案に移ります。議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

番号3番、4番は関連がありますので、一括で審議を致します。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料8ページをお願いします。番号3番、住宅地図14ページの斜線の部分になります。番号3番は上の部分になります。番号4番は下の部分になります。点線部分の宅地を含めたものが今回の開発になります。

●●番地、地目畑、面積1,105㎡を、●●番地、●●さんが、賃貸借により、下の番号4番へ行きまして、●●番地、地目畑、面積446㎡他2筆、合計1,138㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、地目畑、292㎡を、●●番地、●●さんが、次のページへ行きまして、●●、地目畑、面積1,937㎡を、●●番地、●●さんが、全部で5筆3,367㎡を、●●番地、●●さんに所有権移転により、配送センターを建てるための許可申請が出ています。

申請地は住宅等が連たんする区域で集落接続があります。第2、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書、土地選定理由書、残高証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。賃借及び譲受人は配送センターの申請です。敷地面積は全体で6084.07㎡、内農地4472㎡です。配送センター1棟1586.76㎡、駐車場126台(配送トラック40台、従業員用駐車場75台、営業車10台、障害者用駐車場1台)の計画でございます。給水は東側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ排水予定です。雨水は集水枡を設置し側溝へ流す予定です。

写真は1枚目は北側から、2枚目は東側から、3枚目の北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上でございます。次に現地調査の報告につきまして、1番花田委員にお願い致します。

【花田委員】

はい、1番花田です。

18日に会長、事務局、興石推進委員と現地調査を致しました。●●の東側になりますが、以前から草が生い茂っていました。問題は排水です

が、排水の処理は水路を新設して道路の拡幅もするというので、何ら問題はないと思いますので、よろしく審議の程お願いします。

【議長】 次に興石推進委員に意見を求めます。

【興石推進委員】 推進委員の興石です。
花田委員のおっしゃるとおり問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号3番、4番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号5番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号5番をお願いします。住宅地図15ページの左の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積777㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は用途区域内で集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、必要面積検討表、残高証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。建築業を営む譲受人が事業の拡大に伴う新規資材置場の申請で、碎石、古材、建築用資材等の置場として使用予定です。雨水は自然浸透です。

写真は東側から撮影したものです。説明は以上です。

- 【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、4番大木委員にお願い致します。
- 【大木委員】 4番大木です。
18日に事務局と推進委員さんで現地を確認しました。団地の中の一角で資材置場のようですが、何ら問題はないと思いますがご審議の程よろしくをお願いします。
- 【議長】 次に石川推進委員に意見を求めます。
- 【石川推進委員】 はい、推進委員の石川でございます。
大木農業委員さんのご報告のとおり何ら問題はないと考えております。よろしくご審議の程をお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。
- 【小林委員】 はい。
この土地は、私の近所の方が所有している土地で、いわくつきの土地でございます。写真にあります軽自動車が停まっています道は個人の所有でございます。この一角は開発ができないで状態でしたが、前の所有者が亡くなり、息子が跡を継いだのですが、個人名義の道路を外してもらわなければならないということで、何とかしてほしいということで、昨年暮れまで建設課で係わっていただいて、管財人との話がやっとついて、道路も市のものであるということで登記もされて、土地も有効活用ができるようになったということです。その後の開発については何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
- 【議長】 その他質問等はございませんか。

(なしの声)
- 【議長】 質問がないようです。番号5番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)
- 【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

す。

続きまして、事務局に番号6番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

番号6番をお願いします。番号5番の隣接する土地になります。住宅地図は15ページの右の斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積440㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により駐車場にするための許可申請が出ています。

申請地は用途区域内で集落接続がありまして、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、残高証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。不動産業を営む譲受人が近隣住民を対象とした貸駐車場9台分を整備するための許可申請で、砕石敷きで雨水は自然浸透です。

写真は北側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、4番大木委員にお願い致します。

【大木委員】

4番大木です。

先程の5番の隣の場所ですが、不動産業を営む譲受人が近隣住民のための駐車場ということで、9台分、雨水は自然浸透です。何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】

次に石川推進委員に意見を求めます。

【石川推進委員】

はい、推進委員の石川でございます。

今の大木農業委員さんのご報告のとおりでございます。審議の程よろしくご審議の程申し上げます。

【議長】

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【小林委員】

はい。

これも先程申し上げたとおり、元所有者のつなぎの土地でございます。状況的には問題はないと思います。

【議長】 その他質問等はございませんか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

資料10ページをお願いします。番号7番、住宅地図16ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、面積398㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに所有権移転により、自己用住宅を建てるための許可申請が出ています。

申請地は住宅が連たんする区域で、集落接続があり、第3種農地と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、開発行為許可申請書の写し、資金証明書、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。追認案件でございまして、昭和60年に仮登記者が宅地にするために造成し、手続きをせず現在まで至っております。経過理由書の添付もございます。仮登記は平成29年に解除になっております。譲受人は自己用住宅1棟建築の計画で、建築面積は69.56㎡、給水は北西側の上水道本管に接続、排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ排水予定です。

写真は北西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、9番齋藤委員にお願い致します。

【齋藤委員】 はい、9番齋藤です。

18日に今村会長、内藤副会長、事務局、坂本推進委員と現地調査をしました。宅地化が進んでいる所で何ら問題はないと思います。

【議長】 次に坂本推進委員に意見を求めます。

【坂本推進委員】 はい、推進委員の坂本です。
齋藤委員の言うとおりで何ら問題はないと思います。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、番号8番の説明を事務局に求めます。

【事務局】 はい、議長。

番号8番、住宅地図17ページの斜線部分になります。

●●、地目田、面積13㎡他8筆、次のページ11ページへ行きまして、合計951.73㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、地目田、187㎡他1筆、合計335㎡を、●●番地、●●さんが、下へ行きまして、●●番地、地目田、面積587㎡他2筆、合計1,382㎡を、●●番地、●●さんが、次のページ12ページへ行きまして、●●番地、地目田、面積646㎡他6筆、合計1,649㎡を、●●番地、●●さんが、合計で21筆、4,317.73㎡を、●●番地、●●さんに賃貸借により、資材置場にするための許可申請が出ています。

申請地は、第1種農地ですが、集落接続があり、本社から2km以内であることから不許可の例外と判断することができます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、資材置場の必要面積検討表、土地の選定理由書、残高証明書、土地改良区の意見書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。賃借人は賃借していた甲斐市下今井地内の資材置場の返還に伴う新規資材置場の申請でございます。鉄骨柱、鉄骨材、鉄板など工業資材と大型トラック、トレーラーなどの駐車場として使用予定しています。雨水は自然浸透です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、11番中澤委員にお願い致します。

【中澤委員】 11番中澤です。

18日に現地調査へ行きまして、会長、事務局、推進委員さん方と行きました。場所は県道に隣接しておりまして、道路は広く、南側は市道でありまして、その交わった所の一角でございます。何ら問題はないと思います。審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に保坂推進委員に意見を求めます。

【保坂推進委員】 推進委員の保坂です。

中澤委員さんの言うとおりの何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

【山本（重）委員】 はい、議長。

3番山本です。4,000㎡以上ということで、地図の真ん中の辺りに線が2本あるのですが、多分、公図上青線でないかと思いますが、この青線の機能の振り替えはどのようになっていますか。

【事務局】 はい、議長。

こちらはおっしゃるとおり青線、水路になっております。このまま残り、使う部分については占用を取って、蓋をかけて通るということになっています。

【山本（重）委員】 はい。

地目上は国の土地ということで残るのでしょうか。

【事務局】 はい。

水のまま残ります。

【議長】 その他、質問はございますか。

【桜田委員】 はい。

この業者は、名前が1文字違うだけで何回も出ているのですが、他の申請があった所はちゃんと資材置場になっていますか。

【事務局】 ●●で1か所、●●のすぐ前が資材置場になっておりまして、先日も見ましたが砂や碎石があり、資材置場として機能しておりました。

【議長】 その他、質問はございますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号9番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長。

12ページ番号9番をお願いします。住宅地図18ページの斜線部分になります。

●●番地、地目田、面積1,156㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに賃貸借により、駐車場にするため許可申請が出ています。

申請地は、敷島庁舎から300m以内で集落接続があり、3種農地と考えられます。一般基準については、申請書に添付された事業計画書、駐車場の必要面積検討表、土地の選定理由書、残高証明、隣接耕作者の同意書などから問題はないと考えられます。

補足説明です。賃借人は従業員用駐車場40台分を整備するための許可申請でございます。国道20号沿い●●地内のタクシー部門の営業所の業務を●●営業所に集約するため、敷地が不足することに伴いまし

て、新規で駐車場を整備する計画です。排水は自然浸透および集水升から水路へ放流予定です。

写真は南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】 事務局の説明が終わりました。次に現地調査の報告につきまして、18番神澤委員にお願い致します。

【神澤委員】 はい、18番神澤です。

18日に会長、事務局、推進委員さんで現場へ行ってきました。写真によりますと、正面のコンクリートの所は高さ3mくらいあって、右側の道路が10%~20%の急勾配の道路になっています。道路側の西側に側溝があります。(写真の)真ん中の角が田んぼの水の口になっていて、(写真の)右側の黄色い線の曲がったところがシリ水の口になっています。シリ水の口の辺りが道路と田んぼの交点になります。田んぼの南側が5m道路です。

元々田んぼで使っていたので、昨年まで田んぼで水を溜める状況の中で、自然浸透にできるのか疑問に思っていましたら、集水升を付けるということになっていますので、問題はないと思っております。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 次に山田推進委員に意見を求めます。

【山田推進委員】 推進委員の山田です。

神澤農業委員さんの説明のとおりです。問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】 これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようです。番号9番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【議長】 異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第7号)

【議長】

それでは、次の議案に移ります。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。事務局に利用権設定の番号9番～12番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料13ページをお願いします。番号9番、住宅地図19ページの下の部分になります。

●●、地目畑、272㎡他1筆、合計1,762㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を3年間、引き続き貸し付ける計画が出されました。小作料は10aあたり15,000円でブドウの作付けを予定しています。所有している農機具は、草刈機2台です。

続きまして、番号10番、住宅地図19ページの上の斜線部分になります。●●、地目畑、面積2678㎡他2筆、合計3,684㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに畑を3年間、新規に貸し付ける計画が出されました。小作料は10aあたり6,000円でブドウの作付けを予定しています。所有している農機具は、管理機、乗用耕運機各1台です。

続きまして、番号11番、住宅地図20ページの下斜線部分になります。●●、地目田、725㎡他1筆、合計1,336㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに、田を5年間、新規に貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、トラクター、管理機、動噴機、刈払機各1台です。

続きまして、次のページへ行きまして、番号12番、住宅地図20ページの上の斜線部分になります。●●、地目田、面積696㎡他1筆、合計1,728㎡を、●●番地、●●さんが、●●番地、●●さんに田を2年間、新規に貸し付ける計画が出されました。小作料は無償で野菜の作付けを予定しています。所有している農機具は、11番と同様でございます。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

(なしの声)

【議長】 質問がないようですので、番号9番～12番を承認することに決定致します。

(議案第8号)

【議長】 続いて次の議案に移ります。議案第8号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件（農地中間管理事業）を上程致します。事務局に利用権設定の番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料15ページをお願いします。番号1番、住宅地図21ページの斜線部分になります。

●●番地、地目畑、734㎡の内308㎡他11筆、合計6,551㎡を、●●番地、●●さんが、公益財団法人山梨県農業振興公社に畑を20年間、新規に貸し付ける計画が出されました。

公社の配分予定者は、●●番地、●●さんで、小作料は10a当たり1万円で、ブドウの作付けを予定しています。●●さんが所有している農機具は乗用モア、SS、軽トラック各1台です。

公社と公社配分予定者は農地利用配分計画に基づき平成31年4月1日から20年間、貸し付ける計画となっています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明が終わりました。

この案件につきましては、利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がありますか。

(なしの声)

【議長】

質問がないようですので、番号1番を承認することに決定致します。

以上で本日の審議はすべて終了致しました。

小宮山副会長から閉会のことばをお願い致します。

【小宮山副会長】

(あいさつ)

これもちまして、第2回の総会を終了致します。

午後3時53分 閉会